

令和8年茂原市教育委員会会議3月臨時会 日程

日時：令和8年3月9日（月）13時15分～

場所：茂原市役所5階502会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

(議決事項)

議案第1号 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 県費負担教職員のうち校長及び教頭の任免その他の進退に関する内申について

4 その他

5 閉会宣言

議案第1号

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月9日提出

茂原市教育長 富田浩明

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

茂原市教育委員会行政組織規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第10条」を「次条」に改める。

第13条第1項表以外の部分中「係」を「係等」に改め、同項の表中「保健給食係」を削り、「スポーツ振興係」の次に「高校総体担当」を加える。

第14条中「第13条」を「前条」に、同条教育部学校教育課の部中「国際理解教育」を「国際教育」に、生涯学習課の部中「青少年教育」を「及び青少年教育」に改める。

第29条中「第1号」を「同条第1号」に、「第2号」を「同条第2号」に、「第3号」を「同条第3号」に、「第8号」を「同条第8号」に、「第4号、第5号、第6号、第7号」を「同条第4号から第7号まで」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由 学校教育課の学校給食に関する事務が移管されたこと及びスポーツ振興課に新たに高校総体担当が配置されることに伴い、所要の改正をしようとする

ものです。

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		現行																	
<p>(教育長への委任)</p> <p>第9条 教育委員会は、第7条及び<u>次条</u>に規定する事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(部、課、室及び係の設置)</p> <p>第13条 事務局に次の部、課及び係等を置く。</p>		<p>(教育長への委任)</p> <p>第9条 教育委員会は、第7条及び<u>第10条</u>に規定する事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(部、課、室及び係の設置)</p> <p>第13条 事務局に次の部、課及び係を置く。</p>																	
教育部	<table border="1"> <tr> <td>教育総務課</td> <td>総務係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学務係 指導係</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習係 社会教育係 文化係</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td> <td>スポーツ振興係 <u>高校総体担当</u></td> </tr> </table>	教育総務課	総務係	学校教育課	学務係 指導係	生涯学習課	生涯学習係 社会教育係 文化係	スポーツ振興課	スポーツ振興係 <u>高校総体担当</u>	教育部	<table border="1"> <tr> <td>教育総務課</td> <td>総務係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学務係 指導係 <u>保健給食係</u></td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習係 社会教育係 文化係</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td> <td>スポーツ振興係</td> </tr> </table>	教育総務課	総務係	学校教育課	学務係 指導係 <u>保健給食係</u>	生涯学習課	生涯学習係 社会教育係 文化係	スポーツ振興課	スポーツ振興係
教育総務課	総務係																		
学校教育課	学務係 指導係																		
生涯学習課	生涯学習係 社会教育係 文化係																		
スポーツ振興課	スポーツ振興係 <u>高校総体担当</u>																		
教育総務課	総務係																		
学校教育課	学務係 指導係 <u>保健給食係</u>																		
生涯学習課	生涯学習係 社会教育係 文化係																		
スポーツ振興課	スポーツ振興係																		
<p>2 (略)</p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第14条 <u>前条</u>に規定する課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(略)</p> <p>(学校再編推進室)</p> <p>(略)</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) 課の庶務に関すること。</p> <p>(2) 学校の組織編制及び学級編制に関すること。</p> <p>(3) 就学及び就園に関すること。</p>		<p>2 (略)</p> <p>(課の事務分掌)</p> <p>第14条 <u>第13条</u>に規定する課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(略)</p> <p>(学校再編推進室)</p> <p>(略)</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) 課の庶務に関すること。</p> <p>(2) 学校の組織編制及び学級編制に関すること。</p> <p>(3) 就学及び就園に関すること。</p>																	

議案第1号 参考資料

改正後	現行
<p>(4) 通学区域の設定及び変更に関する事。</p> <p>(5) 県費負担職員の任免その他の進退に関する内申及び服務に関する事。</p> <p>(6) 学校教育の指導助言に関する事。</p> <p>(7) 教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。</p> <p>(8) 教職員の研修に関する事。</p> <p>(9) 生徒指導及び長欠対策に関する事。</p> <p>(10) 就学指導及び教育支援委員会に関する事。</p> <p>(11) 教科用図書及び教材の取扱に関する事。</p> <p>(12) 国際教育及び情報教育に関する事。</p> <p>(13) 学校保健及び学校安全に関する事。</p> <p>(14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</p> <p>(15) 園児、児童、生徒及び教職員の健康診断及び健康管理並びに就学時健康診断に関する事。</p> <p>(16) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。</p> <p>(17) 学校給食に関する事。</p> <p>(18) 給食費の設定又は変更に関する事。</p> <p>(19) 学校評議員に関する事。</p>	<p>(4) 通学区域の設定及び変更に関する事。</p> <p>(5) 県費負担職員の任免その他の進退に関する内申及び服務に関する事。</p> <p>(6) 学校教育の指導助言に関する事。</p> <p>(7) 教育課程、学習指導及び進路指導に関する事。</p> <p>(8) 教職員の研修に関する事。</p> <p>(9) 生徒指導及び長欠対策に関する事。</p> <p>(10) 就学指導及び教育支援委員会に関する事。</p> <p>(11) 教科用図書及び教材の取扱に関する事。</p> <p>(12) 国際理解教育及び情報教育に関する事。</p> <p>(13) 学校保健及び学校安全に関する事。</p> <p>(14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</p> <p>(15) 園児、児童、生徒及び教職員の健康診断及び健康管理並びに就学時健康診断に関する事。</p> <p>(16) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。</p> <p>(17) 学校給食に関する事。</p> <p>(18) 給食費の設定又は変更に関する事。</p> <p>(19) 学校評議員に関する事。</p>
<p>生涯学習課</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>(1) 課の庶務に関する事。</p> <p>(2) 生涯学習推進施策の企画及び連絡調整に関する事。</p> <p>(3) 生涯学習推進本部に関する事。</p> <p>(4) 生涯学習推進協議会に関する事。</p>	<p>(1) 課の庶務に関する事。</p> <p>(2) 生涯学習推進施策の企画及び連絡調整に関する事。</p> <p>(3) 生涯学習推進本部に関する事。</p> <p>(4) 生涯学習推進協議会に関する事。</p>

議案第1号 参考資料

改正後	現行
<p>(5) 生涯学習情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(6) 放課後子ども教室推進事業に関すること。</p> <p>(7) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(8) 家庭教育に関すること。</p> <p>(9) 成人教育、女性教育及び<u>青少年教育</u>（公民館によるものを除く。）に関すること。</p> <p>(10) 社会教育関係諸団体の指導育成に関すること。</p> <p>(11) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(12) 文化財の保護に関すること。</p> <p>(13) 文化団体の育成並びに音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会等（公民館主催によるものを除く。）の開催及びその奨励に関すること。</p> <p>(14) 文化財審議会に関すること。</p> <p>(15) 茂原市立図書館に関すること。</p> <p>(16) 茂原市立図書館協議会に関すること。</p> <p>スポーツ振興課</p> <p>(略)</p> <p>(教育機関の長)</p> <p>第29条 前条の教育機関には、<u>同条第1号</u>においては校長を、<u>同条第2号</u>においては園長を、<u>同条第3号</u>においてはセンター長を、<u>同条第8号</u>においては所長を、<u>同条第4号から第7号及び第9号</u>においては館長をそれぞれ置くものとする。</p>	<p>(5) 生涯学習情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(6) 放課後子ども教室推進事業に関すること。</p> <p>(7) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(8) 家庭教育に関すること。</p> <p>(9) 成人教育、女性教育、<u>青少年教育</u>（公民館によるものを除く。）に関すること。</p> <p>(10) 社会教育関係諸団体の指導育成に関すること。</p> <p>(11) 社会教育委員に関すること。</p> <p>(12) 文化財の保護に関すること。</p> <p>(13) 文化団体の育成並びに音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会等（公民館主催によるものを除く。）の開催及びその奨励に関すること。</p> <p>(14) 文化財審議会に関すること。</p> <p>(15) 茂原市立図書館に関すること。</p> <p>(16) 茂原市立図書館協議会に関すること。</p> <p>スポーツ振興課</p> <p>(略)</p> <p>(教育機関の長)</p> <p>第29条 前条の教育機関には、<u>第1号</u>においては校長を、<u>第2号</u>においては園長を、<u>第3号</u>においてはセンター長を、<u>第8号</u>においては所長を、<u>第4号、第5号、第6号、第7号及び第9号</u>においては館長をそれぞれ置くものとする。</p>